

スペシャルアスリートサポート事業実施要領

1 目的

オリンピック・パラリンピック大会や国民スポーツ大会において優秀な成績を上げるためには、計画的・継続的な選手強化を実施し、飛躍的に競技力の向上を図る必要がある。よって、日本を代表するなどトップレベルの競技力を有する成年・少年種別の和歌山県選手個人を対象に、国内外の遠征に係る旅費及び競技力向上に不可欠な経費等を予算の範囲内で補助し、トップアスリートの競技活動の支援に努める。

2 補助対象者区分

(1) 国民スポーツ大会アスリートサポート

○対象者

下記の資格区分のA・Bに該当し、当該年に和歌山県選手として国民スポーツ大会（近畿ブロック大会を含む。）へ出場する選手（但し、集団競技（球技）は、日本代表選手のみ対象とする。）のうち国民スポーツ大会アスリートと指定された者（以下「国スポアスリート」という。）を補助の対象とし、国スポアスリート本人に補助する。ただし、国スポアスリートが、やむを得ない理由（例、世界選手権と日程が重複など）により、当該年の国民スポーツ大会（または近畿ブロック大会）に出場できない場合は、別途審議する。

○資格区分

資格区分は、国スポ実施競技種目において、前年度内に収めた成績を対象とする。

Aランク指定	オリンピック、アジア大会、世界選手権（年齢別の世界選手権は除く）の日本代表、または全日本選手権の優勝者
Bランク指定	ユニバーシアード、ユースオリンピック、年齢別の世界選手権の日本代表、または国体・インカレ・インターハイ・全国中学校体育大会の優勝者

※上記の資格区分にない全国大会等における資格の該当については、別途審議する。

(2) オリンピック・パラリンピックアスリート

○対象者

資格区分に該当し、オリンピック・パラリンピック大会への出場を目指す選手。

（本事業の「国民スポーツ大会アスリートサポート対象者を除く」）

○資格区分

オリンピック・パラリンピック実施種目において、前年度末現在の実績を対象とする。

中央競技団体等において、オリンピック・パラリンピック候補選手として強化指定を受け、前年度日本代表として国際大会に出場した選手

3 指定の方法

資格を満たす選手が所属する競技団体は、前年度に収めた全国大会や国際大会等の戦歴を推薦書に添付して提出する。オリ・パラアスリートは強化指定を証明するものと前年度の強化に係る自己負担経費額調査も提出する。

競技団体から提出された推薦書は、県スポーツ協会で審査の上、本県の競技力向上に有意義であると認められた者をスペシャルアスリートとして指定する。

4 補助対象経費

年間を通じて、国内外の遠征、大会参加に係る旅費等競技力向上に必要な経費を予算の範囲内で補助する。

詳細については、別表に記載のとおりとし、その他当該競技特有の競技力向上に係る経費は、審査の上、適正と認められたものを補助する。

5 補助額

国民スポーツ大会アスリートにおいては、成年種別、少年種別及びA・Bランクの補助額を別に定める。ただし、新大学1年生の補助額は、少年種別の補助額を適用する。

オリンピック・パラリンピックアスリートにおいては、前年度の強化に係る自己負担経費額調査等を参考に、配分額を設定する。